

所得調査が実施されます

○所得調査とは

国保組合の被保険者の所得水準に応じた国庫補助金を適切に算定するために、厚生労働省が全国保組合に対し定期的に行う極めて重要な調査です。

○調査対象

令和4年5月1日現在の組合員（昭和22年8月1日以前生まれの者を除く）のうち、系統的に抽出された組合員およびその家族（当組合の被保険者）

当組合の組合員抽出率 2/5（最低必要抽出人数 1,333 人）

○調査方法

マイナンバーを利用した情報連携により実施しますので、組合員の方に対応いただく必要はありません。

所得調査に対してご理解を賜りますようお願い申し上げます